

執筆者:

E-mail✉ [五十嵐 チカ](#)E-mail✉ [石戸 信平](#)E-mail✉ [木津 嘉之](#)E-mail✉ [金子 佳代](#)

ロシアによるウクライナへの軍事侵攻に関する米国・欧州・日本を含む各国及び地域における対ロシア向け制裁措置につき、[2022年2月28日発行の第1回のニュースレター](#)(日本時間2022年2月25日(金)までに入手した情報に基づき、日米欧の経済制裁に関する動向を整理したもの)、[2022年3月4日発行の第2回の本号ニュースレター](#)(第1回のニュースレター以降、日本時間2022年3月3日(木)現在における情報に基づき、日米欧の経済制裁及びロシアの対抗経済措置に関する最新の動向をアップデートしたもの)を発行してきました。第3回となる今回は、日本時間2022年3月13日(日)現在における情報に基づき、日本、米国及びEUの経済制裁に関する情報をアップデートするとともに、英国のこれまでの経済制裁についても紹介いたします。

## 1. G7 首脳声明の発表

3月11日、G7各国首脳が、[首脳声明](#)を発出しました。同首脳声明では、G7各国が可及的速やかに下記の追加的措置をとることを表明しています。

- ロシアに対する重要製品に関する貿易上の最恵国待遇の撤回
- 国際通貨基金(IMF)、世界銀行、欧州復興開発銀行を含む主要な多数国間金融機関からロシアが融資を受けることを防ぐこと
- プーチン大統領やその他の戦争の立案者に近いロシアのエリート層、代理勢力、オリガルヒ及びその家族や支援者に対する圧力の継続、エリート層の資産への追加制裁
- 制裁措置の回避(デジタル資産によるものを含む。)の防止
- ロシアによる偽情報拡散への対抗
- ロシアに対する重要製品及び技術の輸出入に対する更なる制限、ロシアのエリート層、代理勢力、オリガルヒの奢侈品へのアクセスを剥奪
- 当該侵攻を支援するロシアの法人等による国際的な資金調達への制限

## 2. 日本

3月3日以降、日本では、[閣議了解「ロシア連邦及びベラルーシ共和国の関係者等に対する資産凍結等の措置等について」](#)(令和4年3月8日付)及び[閣議了解「ベラルーシ共和国の特定銀行に対する資産凍結等の措置について」](#)(令和4年3月11日付)が出され、外国為替及び外国貿易法(以下「外為法」といいます。))に基づく次の措置が実施されています。

- 3月8日
  - ・ [資産凍結等の措置の対象者として指定されたロシア連邦関係者\(20個人・2団体\)及びベラルーシ共和国関係者\(12個人・10団体\)](#)に対し、支払規制及び資本取引規制を実施。具体的には、指定された者に対する支払等を許可制とし、指定された者との間の資本取引(預金契約、信託契約及び金銭の貸付契約)等を許可制とした。
  - ・ ロシア連邦向け石油精製の装置等の輸出等の禁止措置を導入

- ・ [輸出等に係る禁止措置の対象となるベラルーシ共和国の特定団体として指定された 2 団体](#)への輸出等に係る禁止措置を導入。まずは、同団体への輸出に係る支払の受領等の禁止措置を 3 月 15 日から実施。
- ・ ベラルーシ共和国の軍事能力等の強化に資すると考えられる汎用品の輸出等の禁止

□ 3 月 11 日

- ・ [資産凍結等の措置の対象者として指定されたベラルーシ共和国の特定銀行\(3 団体\)](#)に対し、支払規制及び資本取引規制を実施。具体的には、指定された団体に対する支払等を許可制とし、指定された団体との間の資本取引(預金契約、信託契約及び金銭の貸付契約)等を許可制とした。また、これら新たに指定された団体に対する資産凍結等の措置は、4 月 10 日から実施。

また、3 月 11 日には、2 月 26 日、3 月 1 日、3 月 3 日、3 月 8 日の閣議了解を踏まえ、[輸出貿易管理令の一部を改正する政令](#)が閣議決定され、以下の輸出禁止措置が 3 月 18 日から実施されることとなりました。輸出禁止措置の対象となる貨物及び役務取引(技術の提供等)については、近日中に外為法に基づく関連告示が制定される予定です。

- ・ 国際輸出管理レジームの対象品目(工作機械、炭素繊維、高性能の半導体等)のロシア及びベラルーシ向け輸出の禁止に関する措置
- ・ ロシア及びベラルーシの特定団体(ロシア国防省、ロシアの航空機メーカー等)への輸出に係る禁止措置
- ・ ロシア及びベラルーシの軍事能力等の強化に資すると考えられる汎用品(半導体、コンピュータ、通信機器等の一般的な汎用品)の両国向け輸出の禁止措置
- ・ ロシア向け石油精製用の装置等の輸出の禁止措置
- ・ 「ドネツク人民共和国」(自称) 及び「ルハンスク人民共和国」(自称)への輸出の禁止措置

### 3. 米国

3 月 3 日以降、米国では、下記の措置が発表されています。

- 3 月 3 日:[財務省発表](#)により、ロシアの富豪、諜報機関関係者及びそれらの者が運営する広報メディアとして、下記を含む[個人、団体及び資産](#)を SDN 指定。
  - ・ 大富豪であるアリシエル・ウスマノフ氏を含む 8 個人及び 6 団体並びにウスマノフ氏所有のロシア最大の私有航空機及び世界最大規模のヨット
  - ・ ウクライナ政府の不安定化などを目的に情報操作や誤情報の拡散を行っていると考えられる、ロシアの諜報機関関係者 26 個人及び 7 団体
  - ・ ロシアの国防関連の 22 団体
- 3 月 4 日:[米国商務省産業安全保障局](#)が、ロシアの石油精製セクターに新たに厳格な輸出規制を課し、ロシアの軍事活動を支援する団体として 91 団体を指定。
- 3 月 7 日:[米国商務省産業安全保障局](#)が、韓国をロシア FDP ルールの対象外となる国のリストに追加(ロシア FDP ルールについては、[第 2 回の本号ニュースレター](#)をご参照ください。)
- 3 月 8 日:[下記を禁止する大統領令](#)(詳細については、[2022 年 3 月 11 日発行の資源/エネルギー・ヨーロッパニュースレター](#)をご参照ください。)
- ・ ロシア連邦原産の、原油、石油・ガス、石油・ガス燃料、石油又はそれらの蒸留製品、液化天然ガス、石炭、石炭製品の米国への輸入
- ・ U.S. Person によるロシア連邦のエネルギー分野における新規投資
- ・ 仮に U.S. Person により又は米国内で行われる場合であれば 2022 年 3 月 8 日付大統領令で禁止されるはずの取引を非 U.S. Person が行う場合に関し、U.S. Person(所在場所を問わない)による当該取引についての承認、ファイナンス、ファシリテーション又は保証

- 3月8日:[OFACの一般許可16号](#)
  - ・ この一般許可により、上記大統領令で禁止されている取引であっても、同日より前に締結された書面による契約に基づくもので、禁輸対象製品を輸入するのに通常付随する又は必要な取引について、米国東部夏時間2022年4月22日12時1分までの間、包括的に許可しています。なお、この一般許可において、制裁対象者との取引等、別途禁止されている行為については許可されていません。
- 3月8日:[OFACのFAQ追加](#)
  - ・ 上記大統領令を受け、OFACはFAQを追加し、当該大統領令による禁止措置の範囲、一般許可16号により許可される取引の範囲、米国に輸入される予定の輸入禁止対象産品の出荷のための契約を締結していた者が利用できる手段等を明らかにしています。
- 3月11日:上記G7による対ロ追加制裁に関する共同声明を受け、大統領が[下記の措置の追加導入を発表](#)(同日付で、④、⑤及び⑦については法令上の根拠を与えるための新たな大統領令が発令され、③についてはOFACにより具体的措置が発表され、④についてはBISによる具体的措置が発表され、⑥については財務省ガイダンスが発表されています。)

  - ①米国議会と協調し、ロシアに対する貿易上の最恵国待遇を撤回
  - ②ロシアがIMF及び世銀等の主要な多国間金融機関からの借入れができないようにする
  - ③ロシアのエリート層及びその家族に対する追加制裁
  - ④ロシアへの奢侈品の輸出の禁止
  - ⑤ロシアの主要産業からの輸入を禁止
  - ⑥制裁回避(暗号資産の利用を含む。)を防ぐための財務省によるガイダンス
  - ⑦ロシア経済の全てのセクターへの新規投資を禁止する権限を創設

- 3月11日:[大統領令](#)により、下記を禁止。
  - ・ ロシア原産の、魚介類及びその加工品、アルコール飲料、非産業用ダイヤモンドその他財務省が国務省及び商務省との協議により決定する製品の米国への輸入(上記⑤に相当。)
  - ・ 米国内から、又は(所在地を問わず)U.S. personによる奢侈品その他商務省が国務省及び財務省との協議により決定する製品のロシア国内に所在する者への、直接又は間接の、輸出、再輸出、販売又は供給(上記④に相当。)
  - ・ (所在地を問わず)U.S. personによる、財務省が国務省との協議により決定するロシア連邦経済のセクターへの新規投資(上記⑦に相当。)
  - ・ 米国内から、又は(所在地を問わず)U.S. personによる米ドル建て紙幣のロシア連邦政府又はロシア国内に所在する者への、直接又は間接の、輸出、再輸出、販売又は供給
  - ・ 外国人による取引がU.S. personより又は米国国内において行われたのであれば上記のように禁止される場合に、(所在地を問わず)U.S. personによる当該外国人による取引の承認、融資、ファシリテーション又は保証
- 3月11日:[OFAC](#)がロシアのプーチン大統領によるウクライナ侵攻の支援者に対する下記の措置を発表(上記③に相当。)

  - ・ ロシア大統領府ペスコフ報道官の妻子3名をSDN指定
  - ・ テューメン・オイル会長のヴェクセリベルク氏所有の航空機及びヨットを制裁対象に指定
  - ・ VTB銀行の経営会議のメンバーである10名をSDN指定
  - ・ ロシア議会議員11名を新たにSDN指定

- 3月11日:[米国商務省産業安全保障局\(BIS\)](#)が、ロシア及びベラルーシの最終消費者並びに(所在地を問わず)特定のロシア、ベラルーシのオリガルヒ等に対する奢侈品の輸出、再輸出及び移転の制限を発表(上記④に相当。)。具体的には、これらの行為には、BISの事前許可が必要となり、許可申請は、人道上の理由など限られた例外を除き、却下の扱いとなります(policy of denial)。
- 3月11日:[財務省ガイダンス](#)により、全てのU.S. personが、従来通貨による取引か仮想通貨による取引かを問わず、OFAC規制を遵守しなければならないこと等を明確化(上記⑥に相当。)

## 4. 欧州連合(EU)

3月3日以降、EUでは、下記の措置が発表されています。

- 3月9日:[ロシア及びベラルーシへの制裁を拡大し、下記の措置を導入することを発表](#)
  - ・ ロシア連邦に実質的な収入源を提供する14人のオリガルヒ及びロシア連邦院の146人のメンバーのSDN指定
  - ・ ロシアへの海上航海および無線通信技術の輸出の制限
  - ・ ベラルーシの金融セクターを対象とした以下の内容の追加制裁措置の採択
    - ① SWIFTの提供制限
    - ② ベラルーシ中央銀行との取引禁止
    - ③ ベラルーシの国有企業の株式に関連するEUの金融取引所における上場・取引の停止
    - ④ ベラルーシからEUへの資金流入の大幅制限・ベラルーシへのユーロ建て紙幣提供禁止
- 3月10日:現在SDN指定を行っている計862人の個人と53の企業に対する制裁期限を2022年9月15日まで適用する旨の指定

## 5. 英国

英国では、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻以降、下記の措置が発表されています。

- 2月22日:[個人\(3名\)に対する英国内の保有資産の凍結と英国への渡航禁止、ロシアの銀行5行が英国内に保有する資産の凍結](#)。英国の企業や個人も、これらの制裁対象との取引が原則禁止される。
- 2月24日:[以下の制裁措置を導入する旨の公表](#)
  - ・ ロシアの全金融機関に対する英国内の保有資産の凍結
  - ・ 一部ロシア企業による英国での譲渡可能証券や短期金融資産の発行禁止
  - ・ ロシアによる英国市場でのソブリン債発行禁止
  - ・ 一部の指定銀行による英国を介した決済手続や英国金融市場へのアクセスの禁止
  - ・ ロシア資産家による英国の銀行へのアクセス遮断規制の導入
  - ・ 輸出規制の強化(電子機器、通信、航空などのセクターを含む、高性能かつ重要な技術装置や部品の輸出禁止措置など)
  - ・ 現在、クリミアに適用されている金融制裁、貿易制裁措置をいわゆるドネツク人民共和国とルガンスク人民共和国へ拡大
  - ・ アエロフロート機の英国領空へのアクセス禁止
- 2月25日:[ウラジーミル・プーチン大統領とセルゲイ・ラブロフ外相の個人資産を凍結対象に追加](#)
- 2月28日:
  - ・ 英国内の保有資産の凍結の対象となる金融機関に**3行が追加**。
  - ・ 2月24日に発表したロシアの金融セクターに対する措置と禁輸措置に関する法案を議会に提出することを発表
  - ・ 英国内の自然人や法人が、ロシア中央銀行や国民福祉基金、ロシア財務省が関与する金融取引を引き受けることを禁止する措置を英国中央銀行と共に導入する予定との**発表**。
  - ・ 外国事業者登録制度を創設予定であることを**公表**。当該制度は、ロシアにかかわらず、外国人が実質的所有者である英国資産を有する企業に対し、当該実質的所有者の身元開示を義務づける制度。
- 3月1日:金融セクター向け措置、禁輸措置に関する2つの**法案が施行**。
  - ・ 英国内の自然人や法人がロシア中央銀行や国民福祉基金、ロシア財務省に金融サービスを提供することを禁止
  - ・ ロシア船(ロシアやロシア当局と関係を有する者が所有・運航する船も含む)の英国内の港への寄港禁止
  - ・ ロシア直接投資基金及びキリル・ドミトリエフ同基金総裁を資産凍結対象に指定

- ・ なお、ベラルーシに対しても制裁措置の第一弾として、英国内の保有資産の凍結及び英国への渡航禁止をロシアによるウクライナへの軍事行動に寄与した個人 4 人と国営軍事企業 2 社に導入
- 3月8日:
  - ・ ロシア産の石油の輸入を 2022 年末までに段階的に停止することを[発表](#)
  - ・ [航空・宇宙関連セクターの輸出規制の強化](#)
- 3月9日:[ロシア航空機の英国領空への乗り入れ禁止](#)
- 3月10日:[資産凍結対象に7個人を追加](#)
- 3月11日:資産凍結対象にドネツク人民共和国とルガンスク人民共和国の独立に賛成票を投じた[ロシア連邦院議員 386 人を追加](#)
- 3月13日:
  - ・ 企業に対して、対ロシア投資を控えるよう求める[リシ・スナック財務大臣声明](#)
  - ・ 暗号資産に対する制裁に関する英国金融行為規制機構 (FCA)、英国中央銀行、英国金融制裁執行局 (OFSI) の[共同声明](#)

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。また、バックナンバーは[こちら](#)に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 